

大市総第0296号  
令和6年6月5日

大 村 市 議 会 議 長  
大 村 市 議 会 議 員  
大村市各行政委員会委員長 殿  
大 村 市 監 査 委 員  
各 報 道 機 関

大村市長 園 田 裕 史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第95号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年6月5日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和6年6月13日（木） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

## 市議会定例会付議事件表

第 3 5 号議案	大村市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例…	( 1 )
第 3 6 号議案	大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例の一部を 改正する条例……………	( 3 )
第 3 7 号議案	大村市税条例の一部を改正する条例……………	( 5 )
第 3 8 号議案	大村市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例…	( 6 )
第 3 9 号議案	大村市手数料条例の一部を改正する条例……………	( 7 )
第 4 0 号議案	大村市体育施設条例の一部を改正する条例……………	( 9 )
第 4 1 号議案	動産の買入れについて……………	( 1 1 )
第 4 2 号議案	長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に ついて……………	( 1 2 )
第 4 3 号議案	工事請負契約の変更について（大村市立放虎原小学校南校舎 棟長寿命化改良建築工事）……………	( 1 4 )
第 4 4 号議案	工事請負契約の変更について（大村市立放虎原小学校長寿命 化改良設備工事）……………	( 1 5 )
第 4 5 号議案	工事請負契約の変更について（大村市立放虎原小学校長寿命 化改良電気工事）……………	( 1 6 )
第 4 6 号議案	工事請負契約の変更について（大村市立放虎原小学校 1 棟長 寿命化改良建築工事）……………	( 1 7 )
第 4 7 号議案	工事施行に関する基本協定の締結について（大村線岩松・諫 早間 4 0 k 4 7 0 m 付近市道惣原田惣原線整備工事）……………	( 1 8 )
第 4 8 号議案	専決処分の承認について（大村市税条例及び大村市都市計画 税条例の一部を改正する条例）……………	( 1 9 )
第 4 9 号議案	専決処分の承認について（大村市国民健康保険条例の一部を 改正する条例）……………	( 3 7 )
報告第 3 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）……………	( 4 0 )
報告第 4 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）……………	( 4 2 )
報告第 5 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）……………	( 4 4 )
第 5 0 号議案	令和 6 年度大村市一般会計補正予算（第 1 号）	
第 5 1 号議案	令和 6 年度大村市モーターボート競走事業会計補正予算（第 1 号）	

- 第52号議案 令和6年度大村市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第53号議案 令和6年度大村市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 報告第6号 令和5年度大村市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越しの報告について
- 報告第7号 令和5年度大村市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越しの報告について
- 報告第8号 令和5年度大村市モーターボート競走事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について
- 報告第9号 令和5年度大村市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について
- 報告第10号 令和5年度大村市工業用水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について
- 報告第11号 令和5年度大村市下水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告について
- 報告第12号 令和5年度大村市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について
- 報告第13号 令和5年度大村市農業集落排水事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について

## 第35号議案

### 大村市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大村市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大村市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に、「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大村市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第5条第2項及び別表の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた大村市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和6年6月13日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、補償基礎額を引き上げるため、この条例案を提出するものである。

### 第36号議案

#### 大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第1条 大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例（昭和49年大村市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「平成12年4月分」を「令和6年4月分」に改め、同項の表中「792,000円」を「813,400円」に改める。

第2条 大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例（昭和51年大村市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「152,800円」を「156,000円」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例の規定及び第2条の規定による改正後の大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（扶助料の年額の改定）

2 職員の遺族に給する扶助料については、令和6年4月分以降、その年額を、3,241,400円に恩給法（大正12年法律第48号）第65条第2項に規定する調整改定率を乗じて得た額（50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）を死亡当時の給料年額とみなし、改正後の大村市職員退隠料等支給条例の規定によって算出して得た年額（50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）に改定する。

（職権改定）

3 この条例の附則の規定による扶助料の年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

令和6年6月13日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の改正に伴い、扶助料の最低保障額及び寡婦加算額を引き上げるため、この条例案を提出するものである。

第 3 7 号議案

大村市税条例の一部を改正する条例

大村市税条例（昭和 2 5 年大村市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。  
第 3 6 条の 3 中「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

地方税法の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第 38 号議案

大村市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大村市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年大村市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「附則第 5 条」を「附則第 3 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 13 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第 39 号議案

大村市手数料条例の一部を改正する条例

大村市手数料条例（平成 12 年大村市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。  
別表第 2 の 13 の項の次に次のように加える。

13 の2	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に対する建築物の敷地と道路との関係に関する規定の適用除外に係る認定申請手数料	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）第 137 条の 12 第 6 項の規定に基づく既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に対する建築物の敷地と道路との関係に関する規定の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 27,000 円
13 の3	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に対する道路内の建築制限の適用除外に係る認定申請手数料	政令第 137 条の 12 第 7 項の規定に基づく既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に対する道路内の建築制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 27,000 円

別表第 2 の 20 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表備考第 2 項中「建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）」を「政令」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

令和6年6月13日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

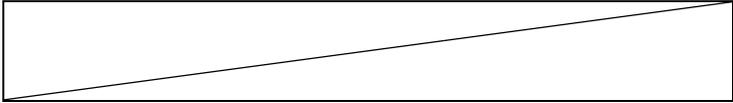
建築基準法等の改正に伴い、既存建築物の大規模の修繕等に対する適用除外の認定申請の審査について新たな手数料を定めるとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

## 第40号議案

### 大村市体育施設条例の一部を改正する条例

大村市体育施設条例（平成17年大村市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の7の表運動広場の項中「運動広場」を「多目的広場」に、

「」を

「

夜間	A照明	1コート30分につき600円
照明	B照明	1コート30分につき950円

」に改め、同表中備考3を備

考4とし、備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同表に備考1として次のように加える。

- 1 「A照明」とは、サッカー競技向けの照明をいい、「B照明」とは、ソフトボール競技向けの照明をいう。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の大村市体育施設条例の規定による大村市総合運動公園の多目的広場の利用の許可及び使用料の徴収については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和6年6月13日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

大村市総合運動公園の運動広場の名称を変更するとともに、当該運動広場における照明設備の設置に伴い、使用料を定めるため、この条例案を提出するものである。

## 第41号議案

### 動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れる。

- 1 買い入れる動産 消防ポンプ自動車
- 2 買入れの方法 指名競争入札
- 3 買入れ金額 24,970,000円
- 4 買入れの相手方 大村市平町1933番地  
株式会社ナカムラ消防化学  
代表取締役 中村 康祐
- 5 納入期限 令和7年1月31日

令和6年6月13日提出

大村市長 園田裕史

## 第42号議案

長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月13日提出

大村市長 園田裕史

## 長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

長崎県後期高齢者医療広域連合規約（平成18年12月18日長崎県指令18市町振第754号）の一部を次のとおり変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 変更後の長崎県後期高齢者医療広域連合規約別表第1の規定は、令和6年12月2日以後の市町において行う事務について適用し、令和6年12月1日以前の市町において行う事務については、なお従前の例による。

## 第43号議案

### 工事請負契約の変更について

令和5年9月29日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受けた「大村市立放虎原小学校南校舎棟長寿命化改良建築工事」に係る工事請負契約について、契約金額を次のとおり変更する。

変更前	502,700,000円
変更後	521,320,800円（18,620,800円の増額）

令和6年6月13日提出

大村市長 園田裕史

## 第 4 4 号議案

### 工事請負契約の変更について

令和 5 年 9 月 2 9 日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受けた「大村市立放虎原小学校長寿命化改良設備工事」に係る工事請負契約について、契約金額を次のとおり変更する。

変更前            2 1 2, 5 7 5, 0 0 0 円

変更後            2 4 6, 5 3 9, 7 0 0 円 ( 3 3, 9 6 4, 7 0 0 円の増額)

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

大村市長    園 田 裕 史

第45号議案

工事請負契約の変更について

令和5年9月29日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受けた「大村市立放虎原小学校長寿命化改良電気工事」に係る工事請負契約について、契約金額を次のとおり変更する。

変更前            200,076,800円

変更後            210,329,900円（10,253,100円の増額）

令和6年6月13日提出

大村市長    園 田 裕 史

第46号議案

工事請負契約の変更について

令和5年12月21日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受けた「大村市立放虎原小学校1棟長寿命化改良建築工事」に係る工事請負契約について、契約金額を次のとおり変更する。

変更前	443,135,000円
変更後	469,357,900円(26,222,900円の増額)

令和6年6月13日提出

大村市長 園田裕史

第47号議案

工事施行に関する基本協定の締結について

次のとおり工事施行に関する基本協定を締結する。

- 1 工 事 名 大村線岩松・諫早間40k470m付近市道惣原田惣原線整備  
工事
- 2 協 定 金 額 290,920,000円
- 3 協定の相手方 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号  
九州旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 古宮 洋二
- 4 竣 工 期 限 令和8年3月31日

令和6年6月13日提出

大村市長 園 田 裕 史

## 第48号議案

### 専決処分の承認について

大村市税条例及び大村市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和6年6月13日提出

大村市長 園田裕史

専決第3号

専 決 処 分 書

大村市税条例及び大村市都市計画税条例の一部を改正する条例について、緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

大村市長 園 田 裕 史

## 大村市税条例及び大村市都市計画税条例の一部を改正する条例

(大村市税条例の一部改正)

第1条 大村市税条例（昭和25年大村市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第33条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「前項第1号及び第2号の固定資産の所有者で、当該年度の前年度において固定資産税の減免を受け、かつ、当該年度において引き続きその減免を受ける事由に変更がないと市長が認めるもの」を「市長が、当該者が所有する固定資産が同項第1号又は第2号に該当する場合であつて、当該年度の前年度において固定資産税の減免を受け、かつ、当該年度において引き続きその減免を受ける事由に変更がないと認めるとき、又は当該者が所有する固定資産が同項第3号に該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改める。

第67条第2項中「については、」の次に「普通徴収又は」を加え、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定により種別割を普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税義務者に交付すべき納税通知書は、その納期限前10日までに納税義務者に交付するものとする。

4 第2項の規定により種別割を証紙徴収の方法により納付しようとする納税義務者は、市が発行する証紙をもって当該種別割を払い込まなければならない。この場合において、種別割を納付する義務が発生することを証する書類に、証紙の額面金額に相当する現金を納付した後納税済の検印を受けることにより、証紙に代えることができる。

第126条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項第2号に該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第126条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第5項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第5項の2及び附則第5項の3中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第5項の4及び附則第5項の5中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第5項の6中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第6項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第7項の見出し及び附則第9項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第9項の2中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第10項の21を削る。

附則第10項の20を附則第10項の21とする。

附則第10項の19中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を附則第10項の20とする。

附則第10項の18中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を附則第10項の19とする。

附則第10項の17中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を附則第10項の18とする。

附則第10項の16中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を附則第10項の17とする。

附則第10項の15中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を附則第10項の16とする。

附則第10項の14中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を附則第10項の15とし、附則第10項の13の次に次の1項を加える。

10の14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第10項の22中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第10項の23中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第10項の41を附則第10項の43とする。

附則第10項の40中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を附則第10項の42とする。

附則第10項の39中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を附則第10項の41とする。

附則第10項の38中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を附則第10項の40とする。

附則第10項の37中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を附則第10項の39とする。

附則第10項の36中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を附則第10項の38とする。

附則第10項の35中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を附則第10項の37とする。

附則第10項の34を附則第10項の36とし、附則第10項の30から附則第10項の33までを2項ずつ繰り下げる。

附則第10項の29を附則第10項の30とし、同項の次に次の1項を加える。

10の31 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第10項の28を附則第10項の29とする。

附則第10項の27中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改め、同項を附則第10項の28とする。

附則第10項の26の前の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同項を附則第10項の27とする。

附則第10項の25を附則第10項の26とし、附則第10項の24を附則第10項の25とし、附則第10項の23の次に次の1項を加える。

10の24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第13項の14中「附則第13項の12」を「附則第13項の15」に改め、同項を附則第13項の17とする。

附則第13項の13を附則第13項の16とし、附則第13項の12を附則第13項の15とする。

附則第13項の11中「附則第13項の13」を「附則第13項の16」に改め、同項を附則第13項の14とする。

附則第13項の10中「附則第13項の14」を「附則第13項の17」に、「附則第13項の12」を「附則第13項の15」に、「附則第13項の13」を

「附則第13項の16」に改め、同項を附則第13項の13とする。

附則第13項の9を附則第13項の12とする。

附則第13項の8中「附則第13項の7」を「附則第13項の10」に改め、同項を附則第13項の11とする。

附則第13項の7中「附則第13項の4」を「附則第13項の7」に改め、同項を附則第13項の10とする。

附則第13項の6中「附則第13項の4」を「附則第13項の7」に改め、同項を附則第13項の9とする。

附則第13項の5中「附則第13項の4」を「附則第13項の7」に改め、同項を附則第13項の8とする。

附則第13項の4中「附則第13項の7」を「附則第13項の10」に、「附則第13項の6」を「附則第13項の9」に改め、同項を附則第13項の7とする。

附則第13項の3中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改め、同項を附則第13項の6とし、附則第13項の2の次に次の3項を加える。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

13の3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、附則第13項の5に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第26条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

13の4 前項前段の場合において、第26条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）

があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 13の5 附則第13項の3の規定は、令和6年度分の第28条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。）に附則第13項の3の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第13項の17の次に次の10項を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

- 13の18 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（附則第13項の20、附則第13項の22及び附則第13項の24において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第26条の3、第26条の5から第26条の8まで、附則第13項、附則第13項の10、附則第13項の12及び前項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 13の19 前項の規定の適用がある場合における第26条の6第2項、第32条の5の5第1項及び附則第13項の12の規定の適用については、第26条の6第2項及び附則第13項の12中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第32条の5の5第1項中「課した」とあるのは「附則第13項の18の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第13項の18の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

- 13の20 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（附則第13項の18の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第30条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び附則第13項の22において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては無いものとし、第30条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び附則第13項の22において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第30条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納

期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

13の21 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第32条の5第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

13の22 令和6年度分の個人の市民税に限り、第32条の5の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(附則第13項の24において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第13項の18の規定の適用がないものとした場合に算出される第32条の5の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税を含む。以下この

号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び附則第13項の24第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び附則第13項の24において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第32条の5の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び附則第13項の24において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはそ

の者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日まで

の間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

13の23 前項の規定の適用がある場合における第32条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第13項の22各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

13の24 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（附則第13項の22の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第32条の5の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分

割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第32条の5の5第2項の規定により読み替えられた第32条の5の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

13の25 前項の規定の適用がある場合における第32条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第13項の24各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

13の26 令和6年度分の個人の市民税につき第32条の5の6第1項の規定の適用がある場合については、附則第13項の22から前項までの規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

13の27 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第26条の3、第26条の5から第26条の8まで、附則第13項、附則第13項の10、附則第

13項の12及び附則第13項の17の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第14項の2中「附則第13項の4、附則第13項の7及び附則第13項の10」を「附則第13項の7、附則第13項の10及び附則第13項の12」に改める。

附則第14項の3中「第26条の8第1項」の次に「、附則第13項の18及び附則第13項の27」を加え、「同項」を「第26条の8第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第13項の18中「附則第13項の12及び」とあるのは「附則第13項の12、附則第14項の2及び」と、附則第13項の27中「附則第13項の12及び」とあるのは「附則第13項の12、附則第14項の2及び」とする」に改める。

附則第21項第2号中「附則第13項の4及び附則第13項の7」を「附則第13項の7及び附則第13項の10」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 附則第13項の18及び附則第13項の27の規定の適用については、附則第13項の18及び附則第13項の27中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第24項の3第2号中「附則第13項の4及び附則第13項の7」を「附則第13項の7及び附則第13項の10」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 附則第13項の18及び附則第13項の27の規定の適用については、附則第13項の18及び附則第13項の27中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第22項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第30項第2号中「附則第13項の4及び附則第13項の7」を「附則第13項の7及び附則第13項の10」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 附則第13項の18及び附則第13項の27の規定の適用については、附則第13項の18及び附則第13項の27中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第28項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第33項第2号中「附則第13項の4及び附則第13項の7」を「附則第13項の7及び附則第13項の10」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 附則第13項の18及び附則第13項の27の規定の適用については、附則第13項の18及び附則第13項の27中「所得割の額」とあるのは、「所得

割の額並びに附則第 3 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 3 5 項の 4 第 2 号中「附則第 1 3 項の 4 及び附則第 1 3 項の 7」を「附則第 1 3 項の 7 及び附則第 1 3 項の 1 0」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 1 3 項の 1 8 及び附則第 1 3 項の 2 7 の規定の適用については、附則第 1 3 項の 1 8 及び附則第 1 3 項の 2 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 3 5 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 3 6 項の 1 3 第 2 号中「附則第 1 3 項の 4 及び附則第 1 3 項の 7」を「附則第 1 3 項の 7 及び附則第 1 3 項の 1 0」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 1 3 項の 1 8 及び附則第 1 3 項の 2 7 の規定の適用については、附則第 1 3 項の 1 8 及び附則第 1 3 項の 2 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 3 6 項の 1 2 の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 3 6 項の 1 9 第 2 号中「附則第 1 3 項の 4 及び第 1 3 項の 7」を「附則第 1 3 項の 7 及び附則第 1 3 項の 1 0」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 1 3 項の 1 8 及び附則第 1 3 項の 2 7 の規定の適用については、附則第 1 3 項の 1 8 及び附則第 1 3 項の 2 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 3 6 項の 1 8 の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 3 6 項の 2 2 第 2 号中「附則第 1 3 項の 4 及び第 1 3 項の 7」を「附則第 1 3 項の 7 及び附則第 1 3 項の 1 0」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 1 3 項の 1 8 及び附則第 1 3 項の 2 7 の規定の適用については、附則第 1 3 項の 1 8 及び附則第 1 3 項の 2 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 3 6 項の 2 0 後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 3 6 項の 2 4 第 2 号中「附則第 1 3 項の 4 及び附則第 1 3 項の 7」を「附則第 1 3 項の 7 及び附則第 1 3 項の 1 0」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 1 3 項の 1 8 及び附則第 1 3 項の 2 7 の規定の適用については、附則第 1 3 項の 1 8 及び附則第 1 3 項の 2 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 3 6 項の 2 3 の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 3 6 項の 2 7 第 2 号中「附則第 1 3 項の 4 及び附則第 1 3 項の 7」を「附則第 1 3 項の 7 及び附則第 1 3 項の 1 0」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 1 3 項の 1 8 及び附則第 1 3 項の 2 7 の規定の適用については、附則

第13項の18及び附則第13項の27中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第36項の25後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(大村市都市計画税条例の一部改正)

第2条 大村市都市計画税条例（昭和35年大村市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を附則第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

4 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第6項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第7項及び附則第8項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第9項及び附則第10項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3

年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額) 」を削る。

附則第13項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第14項中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の大村市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の大村市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

## 第49号議案

### 専決処分の承認について

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和6年6月13日提出

大村市長 園田裕史

専決第4号

専 決 処 分 書

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

大村市長 園田裕史

## 大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大村市国民健康保険条例（昭和34年大村市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項ただし書中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第25条第1項中「220,000円」を「240,000円」に改め、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大村市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の報告について

広域農道の除草作業における樹木の誤伐採による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年6月13日提出

大村市長 園田裕史



報告第4号

専決処分の報告について

大村市環境センターにおける自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年6月13日提出

大村市長 園田裕史

専決第6号

専 決 処 分 書

大村市環境センターにおける自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月22日

大村市長 園 田 裕 史

- 1 損害賠償の額 2,321円
- 2 損害賠償の相手方   


報告第5号

専決処分の報告について

公用車の物損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年6月13日提出

大村市長 園田裕史

